

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA連合会（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月よりBセンターにおいて支払業務に従事していたが、平成〇年〇月中旬頃、家人らに対して、会社に対する不満を述べるとともに、徘徊、自傷行為等の異常な行動が出現した。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「急性一過性精神病性障害」と診断された後、D病院に受診し「心因反応抑うつ状態」と診断され、入院加療をしていたところ、同年〇月〇日、同病院内で縊死を試み一命を取り留めたものの、低酸素脳症を来し、遷延性意識障害の状態が継続している。

請求人は、上司、派遣職員等との間のトラブルによるストレスが多大となり、精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、E医師、F医師及びG医師の意見書の内容等を踏まえ、平成〇年〇月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べており、当審査会も専門部会の意見を妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の業務による心理的負荷について検討する。

ア 本件疾病発病前おおむね6か月の間及び発病後に認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

イ 業務による具体的出来事

請求人らは、職場での軋轢があり、精神障害を発病した旨主張している。当該出来事は、認定基準の具体的出来事のうち、「部下とのトラブルがあった」、「上司とのトラブルがあった」（平均的心理負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると考えられる。

しかし、会社関係者の申述内容をみると、関係者はいずれも請求人が主張

するような事実はなかったとしており、さらに、請求人と上司や他の社員との間において、具体的なトラブル等があったとする事実も認められないことから、当該出来事については評価しない。

また、請求人らは、請求人が時間外労働を制限されたことによりストレスを受けた旨主張しているが、会社関係者の申述内容から、時間外労働が制限された事実は認められず、請求人の発病前の労働時間をみると、恒常的な長時間労働に従事していたとは認められない。

ウ 以上のことから、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、本件疾病を発病させる心理的負荷を伴う業務に関連する出来事は認められず、認定基準の考え方に照らし、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。